

報告第5号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和元年5月31日提出

亀山市長 櫻井 義之

別紙

専決処分書

専決第1号

専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定により、次の事件を専決処分する。

令和元年5月13日専決

亀山市長 櫻井 義之

庁用車両における物損事故に伴う損害賠償の額を定めることについて

1 事故原因及び状況

平成31年2月26日午前9時40分頃、亀山市関町白木一色地内を走行中、相手方のブロック塀に接触し破損させた。

2 相手方住所及び氏名

[Redacted]  
[Redacted]

3 損害賠償の額

29,700円